

# デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第3次)(案)に対する意見募集の結果

## ～概要～

デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会事務局

令和6年12月10日

# デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第3次)(案)に対する意見募集の結果(概要)

## 1. 実施期間

令和6年10月25日(金)から同年11月15日(金)まで

## 2. 意見件数(提出順)

合計104件

### 【放送事業者等 :53件】

- 日本放送協会
- 日本テレビ放送網株式会社
- RKB毎日放送株式会社
- 株式会社ニッポン放送
- 株式会社テレビ愛媛
- 株式会社テレビ北海道
- 株式会社エフエム東京
- 石川テレビ放送株式会社
- 株式会社文化放送
- 青森放送株式会社
- 北海道放送株式会社
- 北海道テレビ放送株式会社
- 四国放送株式会社
- 朝日放送テレビ株式会社
- 株式会社放送衛星システム
- 株式会社BS日本
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- JCOM株式会社
- 株式会社テレビ宮崎
- 株式会社テレビ西日本
- 札幌テレビ放送株式会社
- 株式会社CS日本
- 福井放送株式会社
- 中部日本放送株式会社
- 株式会社CBCテレビ
- 株式会社CBCラジオ
- 朝日放送ラジオ株式会社
- 株式会社TBSテレビ
- 株式会社静岡第一テレビ
- 関西テレビ放送株式会社
- テレビ大阪株式会社
- 株式会社鹿児島読売テレビ
- 西日本放送株式会社
- 読売テレビ放送株式会社
- 株式会社STVラジオ
- SCサテライト放送株式会社
- 中京テレビ放送株式会社
- OCO株式会社
- 株式会社テレビ朝日ホールディングス
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 株式会社フジテレビジョン
- 株式会社高知放送
- スカパーJSAT株式会社
- 一般社団法人衛星放送協会
- 株式会社山梨放送
- 鹿児島テレビ放送株式会社
- 株式会社MBSラジオ
- 株式会社テレビ新潟放送網
- 株式会社GAORA
- 株式会社テレビ東京ホールディングス
- 株式会社毎日放送
- 株式会社MBSメディアホールディングス
- 株式会社QVCサテライト

### 【その他法人、団体:13件】

放送の自由は大事やないか研究会、株式会社Jストリーム、株式会社ワイズ・メディア、東日本電信電話株式会社、一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会、一般社団法人日本レコード協会、西日本電信電話株式会社、株式会社電通、ソフトバンク株式会社、株式会社博報堂DYメディアパートナーズ、株式会社radiko、KDDI株式会社、アマゾンジャパン合同会社

### 【個人 :38件】

注:その他、案と無関係と判断されるものが1件あった。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 総務省には本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者、メディア関係者の意見を十分に尊重していただき、加えて、地域が置き去りにされるようなことが無いように今後の放送政策を立案していくことを強く要望します。 【北海道放送株式会社】</p>	<p>○ 本検討会としても、放送制度の在り方を検討するに当たっては、地方の視点も必要であると考えており、御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○ 放送の概念の検討とは、多様な伝送手段による新たな公共メディアサービスの姿を考える行為とも言えます。今後の検討にあたっては、これまで民間放送が積み上げてきた信頼と、信頼に裏打ちされたビジネス基盤を不当に棄損しないよう、慎重な制度設計を要望します。 この度の意見募集は、「放送の将来像」からはじまり、「小規模中継局等のブロードバンド代替」、「放送コンテンツの制作・流通の促進」など、放送の未来の在り様について議論され、纏められたものです。放送の将来に係る重要な内容がたくさん含まれているにも関わらず、その募集期間が僅か3週間であることはとても残念です。今後、このように重要で多岐にわたる内容の場合、せめて1カ月程度はお時間をいただけるよう、要望します。 【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 今後検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、本案は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、本案に対する意見募集は任意の意見募集として実施したものであるため、本検討会がこれまでの議論を公開で行ってきたこと等を踏まえ、今回の意見募集期間を設定したものです。また、本案を踏まえて総務省が命令等を定めようとする場合は同法に従い意見募集を実施します。</p>

## 主な意見

## 本検討会の考え方

○ 本取りまとめには、▽放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を検討する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある、▽更なる検討を速やかに進めていくべきであり、その際には編集責任や優遇措置などを一体的に議論していくことが重要である——などと記載されました。こうした議論は民放事業・民放経営の根幹にかかわるものであり、その将来にきわめて大きな影響を及ぼす可能性がありますので、結論を急がず、精緻な議論を尽くすべきです。

本検討会第30回会合(10月22日開催)において指摘があったとおり、放送コンテンツ配信の著作権処理の円滑化、プロモンス、視聴データ活用の環境整備などを、まとめて議論することは有意義であり、民放事業者も議論を深めたいと考えます。検討の再開に当たっては、ローカル局のコンテンツにも留意して広く民放事業者の意見を汲み上げ、丁寧な審議を行っていただくことを要望します。

【一般社団法人日本民間放送連盟】  
(その他類似意見10者)

○ 放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などの多岐にわたる論点を一体的に議論することや関係者の意見を丁寧に聴きつつ議論を重ねることが重要であると考えており、御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。

○ 放送の社会的役割について、一定の編集責任と経営基盤の下で良質なコンテンツを供給する構造が「伝送手段が多様化しても基本的に変わらない」との認識に共感します。条件不利地域などで「通信」で放送を補完する場合も、放送事業者としての役割・機能を果たしていくべきものと考えます。

一方、多様化する伝送手段において「一定の編集責任が果たされることを前提として、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇する効果」の議論を深めるとされていますが、放送事業者への過度な義務や制約が「プロモンス」などの前提条件にならないよう、「将来像」とは議論を切り分けて検討されることを要望します。

【株式会社鹿児島読売テレビ】

○ 今後検討を進めていく上での参考として承ります。

なお、放送がその社会的な役割を果たす上ではコンテンツの質の確保が不可欠であることに鑑みれば、放送の将来像を検討するに当たって良質なコンテンツが提供される構造を踏まえることは必要であり、編集責任や優遇措置などについては、一体的に議論することが重要であると考えています。

○ 放送は社会的・文化的役割を担っており、放送コンテンツをネットでもより多くの国民に届けることができるよう、現行の制度や仕組みをデジタル時代に合わせて見直すことを期待

放送概念の見直しや再構成の議論に弊社は積極的に参画する

編集責任とその在り方は放送事業者が自ら判断し、果たしていくものであり、検討の際は、コンテンツの内容規制をしないことが大前提

【株式会社フジテレビジョン】

○ 今後検討を進めていく上での参考として承ります。

なお、放送がその社会的な役割を果たす上で不可欠なコンテンツの質の確保については、それぞれの放送事業者において視聴者の意見を採り入れながら適切に図られるものと考えています。

## 主な意見

- 国家権力によるメディア規制・コンテンツ介入を危惧する  
 取りまとめ案は、「技術的な特性は相対化している」とし、「社会的な役割」によって放送を再定義する方向を提言し、放送に期待される社会的な役割の一つに「情報空間の健全性の確保」を挙げている。情報空間の健全性を担っているのは新聞・通信社を含めた様々な事業者であり、放送事業者だけにとどまらない。情報空間の健全性にかかわる議論を、放送に特化した形で展開することには違和感がある。  
 加えて、とりまとめ案では「情報空間の健全性の確保」の担い手に対して、「編集責任に見合う形で優遇する」としている。現時点で「放送」への優遇措置の内容や効果は不明瞭だが、このまま議論が進めば、国家権力によるメディア選別が生じ、表現の自由に悪影響をもたらしかねないとの懸念がある。  
 「社会的な役割」による「放送」の再定義の仕方次第では恣意的な解釈を招きかねず、結果として国家権力によるメディア規制・コンテンツ介入が起こりかねない危険性ははらんでおり、極めて慎重な検討が必要だ。  
  
 「メディアの多元性」が損なわれないよう慎重な検討を  
 従来の放送制度では民放事業者とNHKを中心に、国民・視聴者の「知る権利」に応えるため、多様で豊かな情報を国民に届けてきた。また、新聞・通信社も全国各地で日常的かつ継続的に取材・報道活動にあたり、地域向け情報では地方新聞社やローカル局が重要な役割を担っている。偽・誤情報の拡散など情報空間の課題が顕在化する中、正確で信頼できる情報を発信する基盤となっている「メディアの多元性」の重要性は増しており、放送の二元体制はその主要な一部を構成している。  
 デジタル時代に即した放送の将来像について問題意識や課題の共有すら十分とは言えないなか、拙速な議論によって信頼性の高い情報提供の基盤が損なわれることはあってはならない。今後の検討において、「メディアの多元性」を損なうことのないよう慎重な検討を求める。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

## 本検討会の考え方

- 今後検討を進めていく上での参考として承ります。  
 なお、表現の自由については、憲法で保障された基本的人権の一つであるとともに、民主主義を担保するものであり、これを最大限尊重することは当然のことと考えています。また、放送がその社会的な役割を果たす上で不可欠なコンテンツの質の確保については、それぞれの放送事業者において視聴者の意見を取り入れながら適切に図られるものであると考えています。  
 放送の二元体制を含むメディアの多元性については、第2次取りまとめにおいて述べたとおり、本検討会としても損なわれてはならないと考えています。

## 主な意見

## 本検討会の考え方

○ インターネットなどにより情報空間が放送以外にも拡大し、視聴者に情報を提供する伝送手段が多元化する反面、偽・誤情報の流通の問題が顕在化しています。また、NHK・民間放送に加え、ケーブル事業者もプラットフォームで動画配信するサービスを実施しています。こうした情報に関する社会環境の大きな変化に対応していくためにも、将来を見据えた放送の在り方や制度について議論を継続していくことに賛同いたします。

放送の将来像を検討するに際しては、総務省において、デジタル化の実現に向けた検討の際と同様に、国民生活や産業経済にもたらすメリットとともに、中長期のビジョンやロードマップ、さらにはその実現に向けた具体的方策としてのアクションプランなどを、業界関係者のみならず広く国民的議論を行ったうえでお示しいただくことを要望します。  
【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

○ 優遇措置については、放送の社会的な役割を果たすために経営基盤の確保を図る観点から、視聴者の理解を得て得られる情報がビジネスにも活用でき、コンテンツ制作が円滑に進められるような検討を要望します。

権利処理については具体的な記載がなく、優遇措置となり得るものであるのかを意見することは困難です。優遇措置として、放送法だけでなく著作権法も含んだ議論が進められることを要望します。

また、視聴データについては非特定視聴データでの優遇との解釈の上、意見します。非特定視聴データについては、ただ単に利用できる仕組みではなく、例えばすべての基幹放送事業者の中で共同利用できる非特定視聴データの集約と、データを利用した営業用途としてのターゲティング、編成用途としてのリコメンド機能を持つようなもの等が考えられます。加えて法解釈や制度の在り方の議論が長引くことによりビジネスチャンスが消失することのないよう希望します。

【関西テレビ放送株式会社】  
(その他類似意見10者)

○ ローカルの民間放送事業者は各地域で質の高い地域情報の提供を行っています。地域における放送の役割を持続的に提供するためにも、ローカル局の経営基盤の強化を含め、地方の視点での検討も必要と考えます。

【RKB毎日放送株式会社】

○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。  
御要望については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。

○ 今後検討を進めていく上での参考として承ります。  
なお、視聴データの取扱いは、放送の社会的な役割の担い手に対する優遇措置として考えられるものとして例示したものです。放送の将来像を検討するに当たっては、編集責任や優遇措置などを一体的に議論することや関係者の意見を丁寧に聴きつつ議論を重ねることが重要であると考えており、その上で、更なる検討を速やかに進めていくべきであると考えています。

○ 本検討会としても、放送制度の在り方を検討するに当たっては、地方の視点も必要であると考えています。

## 主な意見

○ 今般、「放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当である」旨の方向性が出されたことに賛同いたします。

「IPユニキャストは、現行の放送法上、放送ではなく、規律されていないことから、これによって小規模中継局等の放送を代替する場合には、基幹放送の効用をもたらす観点から業務の的確な遂行や放送に準ずる品質・機能を確保することが望ましい。」とされているとおり、IPユニキャストの制度上の扱いについては、現行どおり、放送ではないとの前提に立った考えが示されたものと理解しております。

また、IPユニキャストを提供する形態については、「基幹放送を行う者が自らIPユニキャストを行う場合」や「他者に委託してIPユニキャストを行わせる場合」がありますが、いずれの形態も「放送ではない」との前提であると理解しております。

一方、「放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者の責任の下で安定的かつ継続的に行われる」ためには、IPユニキャストでの代替・補完対象エリアとなる小規模中継局等が存在する不採算地域において、FTTHアクセスサービスが整備・維持されていることが必要条件であると考えます。

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度においては、そのような不採算地域において、今後、NTT東西が、最終保障提供責務を担い、小規模中継局等を代替または補完する光ブロードバンドインフラを提供していくことが想定されますが、IPユニキャストで代替する際のNTT東西の役割は、単にFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者であると理解していることから、NTT法上、禁止されている「放送業務」は引き続き行えないことを予め明確にすべきと考えます。

【KDDI株式会社】

## 本検討会の考え方

○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。

代替手段については、ブロードバンド網の整備状況も踏まえて、放送事業者において適切なものを選択することが重要であると考えています。

なお、NTT東西の業務の在り方等については、現在、情報通信審議会で議論されているものと承知しています。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ IPユニキャストは現在の放送と比較して、録画機能や自宅以外の視聴など、視聴者の利便性の観点から著しく劣っているとしか思えない。実証実験によって、約60%の人しか受容できる、としていないことを鑑みると、小規模中継局による放送の代替手段として適当であるという判断は時期尚早と考える。視聴者の理解が100%得られない状態で進められることがないよう心より願う。</p> <p>また、代替手段として、IPユニキャストを前面に押し出した検討は何か特別な理由があるのか、と違和感を感じる。 【個人】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、令和5年度の実証事業における総合的な受容性評価では「受け入れられる」との回答が約6割にとどまった結果等も参考にして、今後、放送の代替を実施しようとする地域の環境や事情等を踏まえ、住民理解等を得られるようにしていく必要があると考えます。</p> <p>なお、IPユニキャストについては、現行の放送法上、放送ではなく、品質・機能について基準が設けられていない点や技術的な制約がある点に留意する必要があり、これで代替する場合における品質・機能の水準については、その技術的な制約を考慮するとともに、放送に準じて視聴者が受容可能なものとするのが適当であると考えています。</p>
<p>○ 放送に準ずる品質・機能を確保した上で「IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当」とする提言は、民放連や放送事業者各社の要望を踏まえたものであると認識します。今後は著作権法との整合性などの法制度面の課題の処理やNHK・行政・民放による費用負担の在り方の検討も含めて、民放にとって経営の選択肢となり得るための前提条件である経済合理性が確保できるよう、議論が深まることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 (その他類似意見3者)</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についても一義的には放送事業者において検討されるべきものと考えています。</p> <p>また、権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p>

## 主な意見

○ 1次と2次の取りまとめでは、ケーブルテレビやIPマルチキャスト方式について、小規模中継局などの放送代替に関する有用性が確認されました。加えて今回の取りまとめで、IPユニキャスト方式が、代替の手段として許容されることが示されました。伝送の選択肢が広がることは、今後の放送業界にとって好ましいことであり、今回の結論に対して賛同いたします。

今後は、有用性が確認された3種類の方式から、地域に適した代替手法の選択や、関連制度の整備について、活発に議論が進展していく事を希望します。

ケーブルテレビは地上波をそのまま伝送しているため、データ放送や緊急地震速報、録画などの機能も利用しただけ、遅延もありません。リモコンなどの扱い方も放送波と同じで、高齢化の進んでいる中継局受信地域でも違和感なくご利用いただけます。さらに、既存の宅内配線が利用できるため、テレビを複数台設置するご家庭でも、LANケーブルやWi-Fi環境などの新たな整備は不要です。こうしたケーブルテレビの利点を、代替手法の選択の判断材料にしていだけますことを要望します。

また近年、ケーブルテレビ業界では、放送サービスに加え、ブロードバンドサービスやローカル5Gなど通信サービスも提供しています。IPマルチキャストやIPユニキャストでの伝送手段を持つケーブルテレビ事業者が増えていることも、認識していただければと存じます。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

○ IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容する前提として「安定的かつ継続的に提供されることが求められている中、ブロードバンドは電気通信事業法において第二号基礎的電気通信役務としてユニバーサルサービスの確保が図られているところです。

さらに、情報通信審議会 通信政策特別委員会 ユニバーサルサービスワーキンググループにおいて、「電気通信事業分野におけるユニバーサルサービスの確保の在り方」が議論されており、その報告書において「NTTが、ブロードバンドの最終保障提供責務を担うことが適当である。」とされています。

このため、全国のブロードバンド網でIPユニキャストによる放送の代替手段の提供を担うものとしては、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿を念頭に今後の検討・整備を進めるべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

## 本検討会の考え方

○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。

なお、代替手段については、まずはケーブルテレビやIPマルチキャストによる放送が考えられますが、それらだけで小規模中継局等による放送を全て代替することが現実的ではないことを踏まえ、一定の要件を満たす限定的な場合に限り、IPユニキャストで代替することを許容することが適当であり、その上で、放送事業者において適切なものを選択することが重要であると考えています。

○ 代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、代替手段については、ブロードバンド網の整備状況も踏まえて、放送事業者において適切なものを選択することが重要であると考えています。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ テレビとしての検討ではあるものの、「IPユニキャストは、現行の放送法上、放送ではなく、品質・機能について基準が設けられていない点や技術的な制約がある点に留意する必要があるものの、(略)IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当である。」とすることに賛同します。ラジオにおいても、今後同様の検討が行われることを要望します。 【株式会社radiko】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、ラジオについても、放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当であると考えています。</p>
<p>○ IPユニキャストによる代替の実現に当たり、対象となる地域の視聴者に対し、個々の地域の環境に応じた丁寧な説明を行い、理解を得ていくことは重要なプロセスです。 このプロセスについて、本検討会およびBB代替作業チームにおいて、三友座長、伊東座長代理をはじめ多くの構成員から、総務省の役割に期待する旨の見解が示されており、本取りまとめにおいて「国民的な理解を深めていく必要性も認められることから、総務省においては、公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」ことが記載されました。民放連も、住民理解のプロセスにおいて総務省の協力、支援は必要不可欠と考えており、その実施と具体化を強く要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見14者)</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、基幹放送を行う放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、費用負担の在り方についての検討や地域住民の理解を得る上でのプロセスについても一義的には放送事業者において取り組むべきものであると考えています。 その上で、総務省において必要な支援に取り組むことが望ましいと考えています。</p>
<p>○ ブロードバンド等による小規模中継局等の代替において、ふたかぶせ処理は避けるべき、という意見に賛同します。放送エリア内に地域制限された場合、同時配信は著作権上、放送とみなすような制度整備が必要と考えます。 【RKB毎日放送株式会社】 (その他類似意見5者)</p>	<p>○ 権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」が整理されており、その解釈も踏まえた上で、放送事業者において、権利処理を円滑に行うことができる代替手段を選択することが重要であると考えています。</p>

## 主な意見

## 本検討会の考え方

○ 今後の制度整備については、視聴者の理解を得つつNHK・民放・自治体のコスト負担低減につながる方向になることを希望します。図表2-7については、予算時期が決まっている各自治体においても、自治体所有局のBB代替を行うことができるよう、弾力的な工程としていただくことを希望します。

今回NHK共聴はBB等代替の対象となっていますが、組合や自治体の自主共聴や新たなる難視の対策施設においても、今後維持コストがかかることが予想されます。これらについても、BB等代替の手法が使えるかどうかの検討を行っていただくことを希望します。

【株式会社テレビ北海道】  
(その他類似意見1者)

○ 本案で示した工程は、最短の場合を想定したものであり、実際には、放送事業者における経営の選択肢として、実施可能なものから順次実施されるものと考えています。

今後総務省においては、所要の制度整備を進めるとともに、関係者と十分に意思疎通を図り、工程を具体化していくことを期待しています。

また、本案の第2章において「小規模中継局等のブロードバンド等による代替」とは、小規模中継局等がカバーする地上基幹放送の受信エリアにおいて、その伝送手段を無線による放送からブロードバンド等による伝送に置き換えることを意味していますが、共聴施設に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。

○ 情報通信審議会 電気通信事業政策部会における「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申においては、「放送役務と共用する場合、(中略)放送サービスに係る費用を除いた上で、第二種交付金を算定することが適当である。」とされています。

「放送」分の支援がない状態では、ブロードバンドの整備を進めることが困難となるおそれがあることから、「放送」分について、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金制度とは別の支援を受けられる仕組み等、通信と放送とを総合的に勘案した政策立案が必要であると考えます。

【東日本電信電話株式会社】  
【西日本電信電話株式会社】

○ 代替については、経営の選択肢であることを踏まえれば、放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、代替手段については、ブロードバンド網の整備状況も踏まえて、放送事業者において適切なものを選択することが重要であるとと考えています。

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度については、法令に則り運用されるものと考えており、IPユニキャストについては、現行の放送法上、放送ではないものと承知しています。

## 主な意見

## 本検討会の考え方

○ 本取りまとめ案に記載されたとおり、民放AM放送のうち13社34局が「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けています。今後、社会的影響を最小限にしなが、FM転換やAM局廃止を全国各地で具体化していくためには、再度の特例措置を講じ、より多くの希望するAM放送事業者・送信所にこれを適用していくことがきわめて重要です。  
したがって総務省に対し、特例措置の適用期間を再度設けることを求めます。そのうえで、「自治体等との丁寧な調整を前提として、(中略)世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和する」との提言に賛成します。  
【一般社団法人日本民間放送連盟】  
(その他類似意見4者)

○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。  
再度の特例措置を設けることに関する御意見については、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(令和5年3月9日)」において、再度特例措置の適用期間を設けることについて、特例措置の実施状況等を踏まえて検討することとされていることから、現在実施されている特例措置(令和7年1月31日が適用期限)の実施状況等を踏まえて判断すべきものと考えます。  
インターネット配信による世帯・エリアカバー率の算出方法に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

○ 「ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るにあたっては、その聴取実態に配慮することが必要」との提言は、インターネット配信であるradikoによる聴取が拡大している実態を踏まえたものとして、意義があります。合わせて記載された「ラジオ放送の災害時の有用性」というラジオ事業者の使命を果たしていくためにも、コスト削減につながるAM局の廃止・FM転換を、推進していくべきだと考えています。「AM局運用休止の特例措置を認める場合」に限定せず、早急にradikoによるインターネット配信を世帯・エリアカバー率の算出対象として容認する制度として整備していただくよう、強く要望します。  
【株式会社TBSテレビ】  
(その他類似意見7者)

○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。  
再度の特例措置を設けることに関する御意見については、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(令和5年3月9日)」において、再度特例措置の適用期間を設けることについて、特例措置の実施状況等を踏まえて検討することとされていることから、現在実施されている特例措置(令和7年1月31日が適用期限)の実施状況等を踏まえて判断すべきものと考えます。  
特例措置以外のAM中継局の在り方に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。

○ FM転換は、経営の選択肢として前向きに捉えています。地域により置局数も異なる現実の中、今後置局を計画的に進めていく必要がありますが、いまだにFM転換の可否を判断する基準が示されていません。1回目のAM局の運用休止に係る特例措置は来年1月に終了し、再度の特例措置ではインターネット配信サービスもエリアカバーとし考慮されることを踏まえて、早期に基準を示して頂けるよう要望します。  
【株式会社高知放送】  
(その他類似意見2者)

○ FM転換に必要な制度整備は、特例措置の実施状況等も踏まえて制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とすることが適当であると考えます。御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

○ 「制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とすることが適当である」に賛同します。  
【株式会社文化放送】  
(その他類似意見5者)

○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。

## 主な意見

## 本検討会の考え方

○ ワイドFMの周波数(90.0~94.9MHz)においても、未だ受信機の普及が課題となっていることから、新たな周波数帯の活用が有用かどうかについては十分な調査検証が必要です。一方で、FM放送事業者に配慮しながら、FM補完局において90.0MHz未満の周波数を利用することも状況に応じて認められることを希望します。  
【北海道放送株式会社】

○ FM放送用の周波数帯については、総務省において必要なニーズ調査を実施した上で周波数帯の拡大を行うことが適当と考えます。また、FM補完局における90.0MHz未満の周波数の利用については、既に利用されている周波数との干渉等も考慮した上で、放送事業者のニーズも踏まえつつ、適切に割り当てられるものと考えます。御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。

○ 95.0MHz超の周波数帯について、FM放送用の周波数として使用できるようにすることが適当とされたことは、今後のFM中継局の置局において使用可能周波数がひっ迫する可能性が考えられることから賛同します。

○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。  
周知広報への支援に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。

当社グループ会社を含む全国のAMラジオ局は、将来的にAM中継局の設備を維持できず、FM転換も困難となる可能性があります。その場合、AM中継局の廃止も想定されることから、代替手段としてのradiko等のインターネット配信による聴取については、廃止する中継局がカバーする全ての地域とせざるを得ないと考えられます。

影響を受ける自治体や住民の理解促進のため、十分な周知広報を行うことについて、国による後押しや支援を要望します。  
【札幌テレビ放送株式会社】

(その他類似意見1者)

○ 民放連は本検討会第29回会合(8月19日開催)のヒアリングにおいて、「ラジオ中継局のIPユニキャスト(radikoを含む)による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい」と要望しました。

○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

「ラジオ放送における経営の選択肢の拡大を図るにあたっては、その聴取実態に配慮することが必要」との提言は、上記の要望を踏まえたものと受け止めており、これを歓迎します。今後、民放ラジオ各社の意見や個別の事情等を丁寧に汲み上げたうえで、さらに具体化を図っていただくよう要望します。

あわせて記載された「ラジオ放送の災害時の有用性」について、ラジオ各社はしっかりと認識し、リスナーに対する責務を果たしてきたものと自負しております。ラジオの経営環境は厳しさを増していますが、ラジオ各社の経営体力に見合う形で、引き続き使命を果たしていく所存です。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

(その他類似意見3者)

# 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 3次取りまとめ

## 第3章(IPユニキャスト方式による放送の代替に関する品質・機能等の基本的な枠組み)関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 作業チームの実証事業の結果では、データ放送のニーズが高かったことが確認されています。自治体にとっては、災害等の緊急性の高い情報発信にも利用しており、インターネットが利用できない環境でも情報を入手できるため、生活者、特に高齢者等の利便性向上に寄与しています。</p> <p>IPユニキャストでデータ放送の代替を実現することは不可能ではなく、デジタル放送の特性を生かしたデータ放送サービスは、地域情報の発信を担うローカル局や生活者にとっても必須機能となっています。【北海道テレビ放送株式会社】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 今後の参考とさせていただきます。なお、本案における「品質・機能の基本的な枠組み」は、あくまでも受容性・技術面等の観点から、放送の代替として妥当性のある品質・機能を示したものであり、実際の実装段階において、視聴者の視聴体験をより向上させるような品質・機能を提供することを妨げるものではありません。</p>
<p>○ 貴省と文化庁との間で整理された「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」は、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等のブロードバンド代替といった特定のニーズを超えるようにも解釈でき、仮にそうだとした場合、権利者が想定外の不利益を被るおそれを否定できません。</p> <p>地域限定特定入力型自動公衆送信について、著作権法は、集中管理対象の該否を問わず、一律にレコード送信可能化権を補償金請求権に切り下げていますが、商業用レコードの放送使用に係る二次使用料請求権や放送同時配信等に係るレコード送信可能化権の管理と異なり、補償金請求権の集団的行使に関する明文の法規定が整備されていない点にも注意が必要です。</p> <p>当協会が平成18年10月に放送番組のインターネット配信についてレコード送信可能化権の集中管理を開始してから18年が経過し、テレビ番組の同時配信・見逃し配信・アーカイブ配信について、すでに数多くの許諾を行ってまいりました。集中管理外のレコードを放送同時配信等で用いる場合の権利処理についても、令和3年改正著作権法によって所要の法整備がなされており、小規模中継局等のIPユニキャスト代替に係るレコード送信可能化の権利処理についても、集中管理の許諾スキームを活用することが有効と思料します。</p> <p>【一般社団法人日本レコード協会】</p>	<p>○ IPユニキャスト方式による放送の代替を実施する場合の権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」として整理しています。放送の代替を行おうとする事業者等においては、その解釈も参考にした上で、代替手法等を踏まえ、適切な権利処理を行うことが重要であると考えています。</p>

# 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 3次取りまとめ

## 第3章(IPユニキャスト方式による放送の代替に関する品質・機能等の基本的な枠組み)関係②

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 本取りまとめ案では「代替が経営の選択肢であることを踏まえれば、住民理解は一義的には放送事業者が主体となって取り組むべきもの。総務省においては公的機関の立場から必要な支援に取り組むことが望ましい」としています。</p> <p>しかし総務省が深く関わる形で中継局の共同利用会社が推進され、ブロードバンド代替が検討されていることを踏まえれば、これは「個社の経営の選択肢」でなくむしろ「放送行政の転換」であると考えます。</p> <p>ブロードバンド代替の実施にあたり対象地域の視聴者に丁寧に説明し理解を得るプロセスが重要なことは十分認識しています。しかし最近はとりわけマンパワーが限定的にならざるを得ない民間放送事業者が日常の送信業務に加え、こうした業務に対応することは困難です。</p> <p>については、円滑な代替のために総務省や地方自治体が前面に立ち具体的な対応策を講じていただくよう要望します。</p> <p>また費用に関しては、住民合意のプロセスを含む代替支援は、電波利用料の活用など継続的な公的支援措置を要望します。 【株式会社毎日放送】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、ブロードバンド代替が放送事業者の経営の選択肢であることを踏まえれば、一義的には放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、その上で、総務省においては必要な支援を検討していくことを期待しています。</p>
<p>○ IPユニキャストを含めた小規模中継局等による放送の代替を実施する際、地域住民の理解を得る取り組みでは総務省、地域においては総合通信局との緊密な連携が重要であると考えております。九州総合通信局が管轄する放送対象地域は7地域に及ぶなど、地域によって総合通信局の負担も異なることから、総務省におかれましては、各地域の実情に応じた柔軟かつ積極的なご支援の在り方についてご検討いただければ幸いです。 【株式会社テレビ西日本】</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。総務省において、各地域の実情等に応じた必要な支援を検討していくことを期待しています。</p>
<p>○ 「総務省等の行政機関とも協力しながら住民理解等を得られるようにしていく必要がある。」とした点に賛同します。また、「放送の代替を実施しようとする地域の環境や事情等を踏まえ」とした点は重要であるため、各地域事情に明るいNHKが中心的な役割となって住民理解・受信者対策の対応を行っていくことが円滑に進めるために必要と考えます。 【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 地域住民の理解を得る上で必要なプロセスについては、ブロードバンド代替が放送事業者の経営の選択肢であることを踏まえれば、一義的には放送事業者が主体となって取り組むべきものであり、その上で、総務省においては必要な支援を検討していくことを期待しています。</p>

# 公共放送ワーキンググループ 第3次取りまとめ

## 全体的事項、2. 放送の国際発信・国際展開の現状と課題、目指すべき方向性

### 3. 具体的対応策 関係

#### 主な意見

○ NHKの国際放送の在り方を中心に、放送の国際発信・国際展開の在り方について、深い議論の結果、本案が取りまとめられたことに謝意を表します。

NHKは、中期経営計画に基づいて、国際発信と国際展開双方の強化を進めているところであり、視聴環境が大きく変化する中でも、「日本の視座」の発信など、公共放送の役割をしっかりと果たしてまいり所存です。その前提として、ニュースの編集意図の貫徹、コンテンツの質等が求められると考えており、現在取りまとめを進めているNHK中期経営計画の修正案において、国際発信について「“質的充実”とともに、リスク管理の向上を図り、ガバナンスを強化」することを明記したところです。また、国際戦略調査における日本の理解度について「四半期業務報告」で公表するなど、適切に視聴者・国民の皆様に対する説明責任を果たしてまいります。

一方、コスト負担の軽減については、「視聴者保護を前提としつつ、従来の放送(テレビ・ラジオ)中心の送信網からネット併用型の送信網へのシフトを図ること等により実現していくべき」(19ページ)との本報告書案の指摘は大変重要だと認識しています。

本ワーキンググループにおける議論を踏まえながら、中期経営計画に基づき、引き続き、国際発信・国際展開の取組を積極的に進めていく所存です。

【日本放送協会】

#### 本検討会の考え方

○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。

○ 本案においては、NHK・民間放送事業者の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォームの構築に際しては、「既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性」に留意するとしており、民間放送事業者の配信に関するビジネスの実態等も踏まえることが重要だと考えています。御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

○ 本取りまとめは、「放送コンテンツの国外への流通を促進するため、NHK・民間放送事業者の共同によるインターネット配信プラットフォームの構築を目指すべき」と提言し、あわせて、既存プラットフォームとの関係性や事業運営方法への留意、現地プラットフォームの活用も考えるべきとしています。

民放連は、プラットフォームという言葉は、さまざまな機能を含む概念と受け止めておりますが、狭い意味での配信プラットフォームについては、▽誰が運営し、そのコストをどう回収するか、▽民放個社の海外展開との棲み分け、▽一定量のコンテンツを揃えるハードル、▽権利処理のハードル——など、多くの課題があります。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

# 放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 第2次取りまとめ

## 3. 第1次取りまとめ後の現状及び課題並びに対応策

(コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方) 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ オールジャパンの海外ビジネス展開という趣旨は理解します。当社は、経営戦略に基づいた事業戦略として長年海外ビジネスに取り組んできました。競争領域と協調領域があることを大前提として、日本のコンテンツ流通とビジネスが拡大するような観点での議論を進めていただき、民間放送事業者各社の事業戦略の選択肢の1つとなることを望みます。 【朝日放送テレビ株式会社】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、御要望については、今後、総務省において、放送事業者はじめ関係者と連携して取り組めるよう、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 【人材育成の取組への支援】 放送コンテンツの海外展開を拡充するためには制作のみならず、流通を支えるビジネスプロデューサーの育成が欠かせません。完パケ番組を販売するだけでなく、企業とのタイアップやロケツアーリズムの誘致などを企画する、戦略的な思考を持った人材が求められています。 人材育成の取組みへの国の支援は後者も視野に入れ、意欲ある若手を選抜して欧米やアジアのテレビ局、制作スタジオ、ディストリビューターなどに派遣し、世界水準のコンテンツ制作とコンテンツビジネスを“肌で感じて学び、人脈を形成する”機会(留学生や研修団の派遣)を提供したり、語学力を高める研修機会を提供したりするなど、多様で重層的な施策を要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、御要望については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

# 放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 第2次取りまとめ

## 3. 第1次取りまとめ後の現状及び課題並びに対応策

### (放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方) 関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 放送コンテンツを海外で流通させるには、先進的なデジタル技術を活用してコンテンツを制作できる人材を育成することも大変重要であると考えますが、先進的な技術を駆使せずとも人気を得たコンテンツが存在することを考えると、現地のマーケティング、つまり海外でどのようなコンテンツが求められているかを知ることが最も重要です。ただし、制作資金が潤沢にないローカル局においては、エリア内の視聴者が求めるものを優先して制作することが多く、海外で求められているものとの整合性を取ることが最も難しい課題であると考えています。ローカル番組の制作段階から海外展開に関する相談を受け付ける仕組みを整備することも検討すべきです。</p> <p>また、地方の魅力を世界に発信するにはローカル局の制作番組を海外で流通させることが重要で、国による海外見本市の出展経費の助成や番組のローカライズ費用の助成は強化していくべきです。しかし、見本市に出展したとしても、有意義な商談が出来なければ海外セールス自体が単発に終わってしまう可能性もあります。国が主体となって海外のバイヤーとのマッチングの機会を設けたり、ローカル局ならではの強みも鑑みたセールスの機会を創出すること、例えば局の垣根を越えて地域の魅力の発信に資するコンテンツを集約し、共同でセールスする機会を設けること等も検討すべきで、それぞれの事情にあったセールス機会を設けることが必要になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】 【株式会社CBCラジオ】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御要望については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 国外への流通を促進するためのプラットフォーム構築にあたっては、得られる効用が何であるのかを明確にして進める必要があると考えます。またプラットフォーム構築にあたっての費用面の問題、プラットフォーム管理者は誰が担うのか、行政主導で行われるべきものであるのか、プラットフォームが持つ性格は何であるのか等、議論すべき課題が数多くあります。プラットフォームが持つ性格については、世界への配信と収益化がセットであることが不可欠であると考えます。具体的な収益モデルが見えることで、初めて民間放送事業者が世界への配信に取り組めます。今後、具体的な検討が行われるのであれば、既存プラットフォームとの関係への配慮だけでなく、収支構造を意識した検討も含め、スケジュールありきではない慎重な検討を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 今後、総務省において、放送事業者はじめ関係者と連携して取り組めるよう、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

# 放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 第2次取りまとめ

## 3. 第1次取りまとめ後の現状及び課題並びに対応策

### (放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方) 関係②

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 「NHK・民放共同のインターネット配信プラットフォーム」は、どのような形態になるにしろ、放送局の海外展開の手段として検討することは理解できる。          ただ、放送コンテンツの配信については競争領域と協調領域の両方の側面があることから各社の経営の選択肢として、自主自律の判断のもとで参画を決められるようにすべきだ。          現状では、放送局によって海外展開の実績に濃淡があるため、新たに乗り出そうとする社にとって、参画のハードルが高くない仕組みであるべきだ。          また放送コンテンツの海外展開にあたっては、多くの権利処理の必要があるため、簡便で効率的、一元的な作業が可能なシステム構築を求める。  <b>【読賣テレビ放送株式会社】</b></p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。          御要望については、今後、総務省において、放送事業者はじめ関係者と連携して取り組めるよう、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 放送コンテンツの海外へのインターネット配信の更なる積極的展開との関連で諸外国で日本の放送コンテンツが違法と疑われる動画配信サービスにより流通していることが、取り上げられているが、有料放送事業者にとっては、こうした不正視聴は海外だけにとどまらず、日本国内でのビジネスにとっても重要な課題である。しかし、今回の取りまとめでは、対応策においては、違法な配信サービスに対する対策には一言も触れていない。国内・国外を問わず違法な動画配信サービスや不正視聴を促すアプリなどについて、プラットフォーム事業者への削除要求を簡便に行える仕組みを構築することや行政としての対応策などについての検討を希望する。  <b>【一般社団法人衛星放送協会】</b></p>	<p>○ 今後の放送行政に対する御意見として承ります。          なお、放送コンテンツの不正流通対策については、本案の19ページにおいて、「諸外国で日本の放送コンテンツが違法と疑われる動画配信サービスにより流通していることへの対応として、摘発に向けた国際的な官民連携での取組に加え、正規版の動画配信サービスによる流通促進が求められている観点から、海外へのインターネット配信の更なる積極的な展開が課題となっている。」としているところだ。</p>

# 放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 第2次取りまとめ

## 3. 第1次取りまとめ後の現状及び課題並びに対応策(国内における更なる流通促進の在り方)関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 賛同します。近年拡大するネット利用の拡大により、信頼度の高い情報を放送だけでなく、ネット空間にも有効かつ確実に届けてゆくためには、視聴データ等のより積極的な有効活用は必要です。 【関西テレビ放送株式会社】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、視聴データ及びプロミネンスの制度整備に関する御意見については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ ネットでも放送由来のコンテンツにアクセスできる効果的な施策の一つとして、プロミネンスに賛同する。国が率先して関与すべき 巨大PFとの競争関係における不均衡を是正するための制度措置含めた国のバックアップを求める データ活用において、国内の規制が及ばない海外PFと国内事業者とのアンバランスを是正し、放送事業者が一層データ活用できるような制度整備を要望 放送コンテンツの海外展開の推進に賛同。韓国のコンテンツ振興院のような国家的取組みが急務。多言語展開の仕組みの創設等、長期的な投資が不可欠なため、国による複数年かつ相当程度の予算措置を要望 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>○ プロミネンス及び放送コンテンツの海外展開に関する御意見については、本案に対する賛同の御意見として承ります。 プラットフォーム事業者に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>○ 今回、総務省と文化庁が整理した解釈では「制度上はIPユニキャスト代替は著作権法上も権利者の許諾なく送信可能」としつつも「実際の運用においては別途合意や補償金対応が必要」としています。しかしこうした不透明な状況では放送事業者は安心して代替に進むことはできません。 円滑な権利処理の是非は代替の経済合理性を判断する上で重要な要素です。昨今、小規模中継局等の更新期限が迫り、一部には機器不具合も発生し状況は切迫しています。総務省は文化庁および関連団体と連携し、制度上だけでなく運用上の課題解決に向けても迅速かつ具体的な対応を進めていただくよう強く要望します。 【株式会社毎日放送】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ IPユニキャスト方式による放送の代替を実施する場合の権利処理については、総務省と文化庁との間で「小規模中継局等のブロードバンド代替に係る権利処理の著作権法上の解釈」として整理しています。放送の代替を行おうとする事業者等においては、その解釈も参考にした上で、代替手法等を踏まえ、適切な権利処理を行うことが重要であると考えています。 御意見は、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

# 放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 第2次取りまとめ

## 3. 第1次取りまとめ後の現状及び課題並びに対応策(国内における更なる流通促進の在り方)関係②

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 日本におけるプロミネンスの施策にあたっては、先行してプロミネンス施策を導入した諸外国において、当該施策が関係事業者及び視聴者にどのような影響をもたらしたか、十分に検証したうえで慎重な検討を進めていただきたい。その際、放送事業や放送制度の在り方、視聴者のニーズやリテラシーのレベルは、各国により大きく異なることを十分に考慮いただきたい。</p> <p>この点を考慮いただくことに賛成。メディア視聴の分野はダイナミックで変化の速い分野であり、常に新しい事業者やビジネスモデルが生まれている。プロミネンス施策の導入により、意図しない結果が発生すること(たとえば、一部のストーリーミングデバイスのみが商業的に不利になる等)について、慎重にご検討いただきたい。</p> <p>当該報告書においては、放送コンテンツを配信することが多様性を尊重することであるという見解は明示的に示されていない。また、「良質なコンテンツの享受」について、放送コンテンツ全てがオンラインコンテンツに比べ良質なわけではなく、オンラインコンテンツにも良質なコンテンツは存在する。その事実を前提とすれば、公正取引委員会の報告書に言及のある「多様で良質な動画コンテンツを享受することができる環境の整備」とは、放送コンテンツ・オンラインコンテンツにかかわらず、良質なコンテンツ間の市場競争によって達成されるべきものである。したがって、当該報告書を引き合いに、政府の市場競争に対する介入ともなり得るプロミネンス施策の必要性を主張することは適切ではないと考える。</p> <p>総務省の問題意識に基づくならば、現在放送局がインターネット上で配信しているコンテンツだけでなく、適切な放送編成のもとで「社会の基本情報」を放送している報道等も含む放送局の地上波の同時放送を、コネクテッドテレビでも見られるようにすることは、社会にとって有益であると考え。一方で、放送局が提供するコンテンツをコネクテッドテレビにおいて優先表示することを法的に義務化することについては反対である。例えば、放送編成の一部であるという理由で、放送局によるエンターテインメントコンテンツを、コネクテッドテレビで既に配信されているエンターテインメントコンテンツよりも優先的に表示すべき合理的な理由は見当たらない。また、視聴者のためにサービスを展開している事業者にとって、施策により視聴者が好まない仕様を強いられることは、事業に深刻な影響を及ぼす。視聴者のニーズに十分な配慮をいただきたい。 【アマゾンジャパン合同会社】</p>	<p>○ 御意見については、今後、総務省において、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本案では、情報空間全体における健全性の確保の観点から、放送の取材や編集に裏打ちされた信頼性高い情報発信、「知る自由の保障」、「社会の基本情報」の共有等の放送の価値やその役割に対する期待が増していることを踏まえ、プロミネンスの早期実現が必要としています。</p> <p>その上で、プロミネンスの在り方やその社会的意義を関係者間において意見交換しながら検討を進めること、海外の取組状況を注視しつつ検討すること、ユーザの受容性を考慮しながら検討すること等に留意して、まずは政府による実証等を通じて自主ルール作りを官民連携して進めていくべきとしており、今後、総務省において、これらの点を踏まえつつ、関係事業者と連携しながら検討を進めることが重要であると考えております。</p>

# 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ

## 3. 各検討項目に係る議論・検討等（衛星放送に係るインフラコストの低減） 関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 衛星放送の将来を見据えた活発な議論がなされ、結果としてインフラを使用するソフト事業者(衛星基幹放送事業者)側の意見も反映され、低減化に向けた具体的スケジュールを盛り込んだ取りまとめをして頂き歓迎します。今後、低減が図られる「衛星放送に係るインフラコスト」である衛星利用料金が、厳しさを増す衛星ソフト事業者の経営環境の実情を踏まえた適切な金額に設定されることを望みます。</p> <p>共同衛星の打ち上げ時期の目標は2029年であり、その結果として新たな衛星利用料金が導入されるのは早くても2030年あたりと推察いたしますが、今後、衛星ソフト事業者の経営環境は更に厳しさを増すことが予想されるため、新たな料金が導入されるまでの間の衛星放送にかかるコスト低減に向けた追加施策が検討されることを希望致します。 【株式会社CS日本】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、衛星利用料金の金額や新たな料金が導入されるまでのコスト低減については、引き続き、ハード事業者やソフト事業者を含む関係者間で検討や協議が行われることが重要であると考えます。</p>
<p>○ 長年にわたり、協会の活動の重点項目としてきた「インフラ料金の低廉化」について、総務省の有識者の会合で検討項目として取り上げていただいたことに感謝します。</p> <p>そして、共同衛星の打上によるコスト低減の方向を示されたことは妥当であると考えます。</p> <p>残された課題の議論については、衛星提供会社を中心に議論が進むことになると考えますが、協会あるいは放送事業者からの意見や要望も述べられる場を設けることを希望します。また、共同衛星の打上が、2029年度後半とされていますので、インフラコスト低減の効果が表れるのは2030年度以降と想定されます。それまでおよそ6年間の期間がありますので、今後の衛星放送分野でのハードソフトの在り方に関しては、「将来的・長期的な在り方も見据えた検討が必要」としているものの、衛星料金以外にも放送事業者の費用負担が軽減可能な項目が無いか、そうした低減の効果を2030年度以前に実現可能とする方策がないかなど、更なる議論を進めるべきと考えます。 【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、今後の検討等につきましても、放送事業者や業界団体等の意見や要望を踏まえて行うことが重要であると考えます。</p> <p>なお、衛星料金以外の費用負担の軽減については、引き続き、ハード事業者やソフト事業者を含む関係者間で検討や協議が行われることが重要であると考えます。</p>

# 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ

## 3. 各検討項目に係る議論・検討等（衛星放送に係るインフラコストの低減） 関係②

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 2029年後半を目標時期としてBS・CS共同衛星の打上げによるコスト低減の方向性が示されたことに賛同します。</p> <p>衛星放送事業におけるインフラコスト(衛星利用料、送信料や地上伝送費用等)の負担軽減は、コンテンツ投資等にその費用を振り向けるためにも重要かつ喫緊の課題です。</p> <p>2029年を待つことなく、インフラコストの低廉化が実現できるよう、また「共同衛星の管制の在り方」についても引き続き関係者間での協議と検討を進め、この目標が実現することを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社GAORA】 【株式会社MBSメディアホールディングス】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、インフラコストの低廉化に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 国内外の動画配信サービスの急進展により、とりわけ衛星放送を取り巻く環境が厳しさを増す中で、衛星放送ワーキンググループにおいて、衛星放送事業者の大きな負担だったインフラコストの低減に向けて先行的・集中的に議論・検討したことは大変有意義です。</p> <p>本案で示された「B-SAT・スカパーの2社で重複しているコストを特定し、その効率化を図ることが適当」との方針に賛同します。BS放送とCS放送の共同衛星の調達・打上げのみならず、管制・運営の在り方についても検討を深め、衛星利用料等の低廉化が実現するよう望みます。次期共同衛星の左旋帯域については、新たな参入希望が認められず、将来的な需要と中継器利用料等のコスト削減の観点から、中継器を搭載しないと決断したことは適切です。</p> <p>本案では、総務省における具体的な検討と合わせて、共同衛星の打上げ、当該衛星の管制を必要とする当事者間でも検討が行われることが必要と指摘しました。しかし、B-SATにおかれては長年、諸外国と比べても衛星利用料等が高水準で推移しており、運用コストの精査とコスト構造の見直しが不可欠です。総務省におかれては、衛星放送事業者の意見も汲み取りながら、衛星放送業界全体の発展のために適切に関与・指導していただくよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、今後の検討等につきましても、放送事業者や業界団体等の意見や要望を踏まえて行うことが重要であると考えます。</p>

# 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ

## 3. 各検討項目に係る議論・検討等（地上波代替における衛星放送の活用） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 難視聴地域での衛星放送代替は、本来の放送対象地域での情報が得られることが望ましく、県域放送との整合性について検討することが重要と考えます。 【株式会社鹿児島読売テレビ】</p>	<p>○ 県域放送との整合性に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 地上放送の維持・発展を図るため、中継局共同利用推進協議会等において放送ネットワークインフラの効率化の議論が続いています。地上民放事業者にとって持続的な経済合理性を確保できるよう、小規模中継局の代替手段としてブロードバンド、CATV等のほか、衛星放送の活用が選択肢になり得るのか適切に判断する必要があります。 本案では、衛星放送による地上波代替の場合、「未使用の帯域が多く存在し、現行の衛星に搭載されている左旋帯域の中継器の活用」を想定していますが、受信環境の整備やその費用負担の在り方、各地域の視聴制御の仕組み等、解決すべき多くの課題があります。実証事業による技術的検証のほか、視聴世帯の受容性等については条件不利地域の住民・視聴者の意見を十分くみ取ることがを要望します。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>○ 衛星放送の活用の可能性、技術的検証、視聴者の受容性等に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

# 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ

## 3. 各検討項目に係る議論・検討等（災害発生時における衛星放送の活用） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 自然災害が頻発し激甚化する中、取材に裏打ちされた正確な情報を被災地に届ける重要性が、ますます高まっている。 さらに東南海・南海地震など超広域災害の危険性も指摘されている。 有事に備え衛星を使った送信手段の確保にあたっては周波数帯域の確保、実施主体、中継器利用料等のインフラコスト負担など検討課題がある中、防災・減災対策として国が主体となって整備すべきものだと考える。 社会インフラとして、ライフラインの一つとして放送の送信網を考えるべきで、平時の活用方法についても検討すべきだ。 【読賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 衛星を使った送信手段の確保や平時の活用方法に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 災害時の情報提供にあたっては、被災地に必要な情報を被災者に届けるため、受信環境が比較的整っているBS右旋の帯域が利用されることが想定されます。BS右旋には、現状空き帯域が存在するものの、既に多くの事業者が放送サービスを行っています。このため、BS右旋において災害時の衛星放送の活用を検討するにあたっては、既存の放送事業者のサービスに影響を与えないことを前提に検討を進めることを希望します。 また、災害発生時の衛星放送の活用は、国民・視聴者の生命・安全にかかわる情報の提供であることから、活用にあたって必要となる費用については、放送事業者の負担とならないよう、国の予算での対応を希望します。 【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>○ 周波数帯域の確保については、当該帯域の使用形態(常時使用するのか、又は災害発生時においてのみ臨時に使用するのか)、適正な帯域幅、視聴者側の受信環境等を踏まえて検討を行うことが重要であると考えます。 また、災害発生時の衛星放送の活用に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

# 衛星放送ワーキンググループ 取りまとめ

## 3. 各検討項目に係る議論・検討等（右旋帯域の有効利用） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 右旋帯域の有効利用の方策として、4K放送に使用されている、より圧縮効率の高い映像符号化方式(HEVC方式)を2K放送でも使用することで、より少ない周波数帯域幅で同等の質の映像を放送することが可能となるため、HEVC方式を2K放送に使用する選択肢を設ける制度整備を実施することが望ましいとされています。現時点では放送事業者の選択肢として制度整備するものであることは承知していますが、新しい放送方式への移行にあたっては視聴者側での受信機の買い替え等の必要が発生すると想定されます。現行の2K放送を多くの視聴者にご覧いただいている実態を踏まえ、視聴者保護の観点からきめ細かな対策が必要になると考えており、総務省においてその点を踏まえた検討を進めていくよう要望します。 【日本放送協会】</p>	<p>○ 御意見については、今後、視聴者保護の観点を含む将来的な制度の運用に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 2K-HEVC方式の制度整備が行われるとしても、方式の選択肢を増やすものであり、衛星放送WG第10回会合(8月5日開催)において伊東主査が整理されたとおり、新方式への移行については別儀であることを明確にすべきです。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 御意見については、今後、将来的な制度の運用に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。 なお、本案においては、将来的な制度の運用について、関係者が連携して引き続き検討を行っていく必要があるとしています。</p>

3. 各検討項目に係る議論・検討等（衛星基幹放送の認定における通販番組の扱い） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 通販番組は、視聴者・消費者への生活情報であり、情報の多様性の確保にもつながっていることから、認定制度や審査基準の見直しを行うにあたっては放送法が保証する放送番組編集の自由などに配慮の上、慎重な検討が必要と考えます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 本案においても、衛星基幹放送の認定における通販番組の扱いについて「放送番組編集の自由等に留意しつつ、多様性の確保や視聴者・消費者への配慮の観点から、通販番組に係る審査基準の在り方について慎重に検討が必要」としています。</p>
<p>○ 衛星基幹放送において、通販番組は視聴者の一定のニーズがあるものと考えられ、衛星基幹放送を持続可能なものとする一つのビジネスモデルとしても認知されていると考えます。こうしたことから、衛星基幹放送において、通販番組の参入を限定することではなく、番組編集の自由等に留意し、多様性の確保や視聴者・消費者への配慮の観点から、次期認定を念頭として、通販番組に係る審査基準について慎重に検討を行うとしていることは妥当であると考えます。 一方、視聴者・消費者への配慮の観点から、テレビショッピング特有の課題があることを認識したうえで、視聴者・消費者対応に向けて、協会の「放送基準」や「広告放送ガイドライン」の検証を行うとともに、協会として、関係者との連携も視野に、衛星放送業界全体として自主的な実効性のある取り組みの在り方について検討を行います。 【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、業界団体として、衛星放送業界全体として自主的な実効性のある取組の在り方に係る検討を行うことは、視聴者・消費者への配慮という観点から、非常に重要であると考えます。</p>